Okakenkyo News Letter

2023
5月
837号

岡山県建設業協会 会報

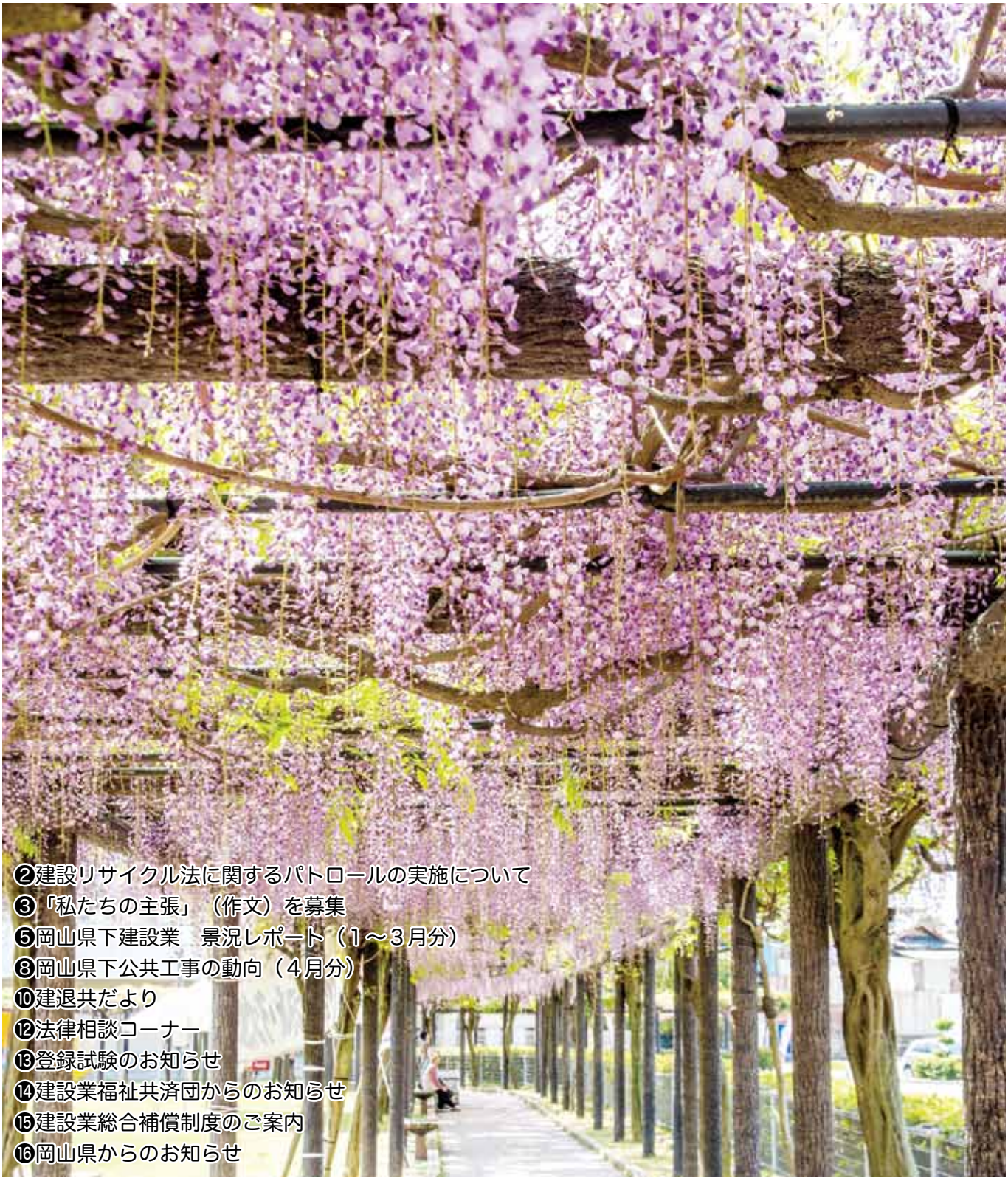

❷建設リサイクル法に関するパトロールの実施について
❸「私たちの主張」（作文）を募集
❺岡山県下建設業　景況レポート（1～3月分）
❽岡山県下公共工事の動向（4月分）
❿建退共だより
⓬法律相談コーナー
⓭登録試験のお知らせ
⓮建設業福祉共済団からのお知らせ
⓯建設業総合補償制度のご案内
⓰岡山県からのお知らせ

藤の花［玉野市］（提供：岡山県観光連盟）

建設リサイクル法に関する
パトロールの実施について

－岡山県　岡山市　倉敷市　津山市　玉野市　笠岡市　総社市　新見市－

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）は、循環型社会形成と生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

建設リサイクル法について、事業者や県民の理解と認識を深めるとともに、建築物の分別解体や建設工事に係る再資源化等の徹底を図るため、県内一斉パトロールを年２回実施しており、本年１回目を６月に実施します。

会員の皆様方におかれましても、建設リサイクル法をあらためて遵守いただきますようご協力をお願いいたします。

（「私たちの主張」（作文）を募集）

建設産業で働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、皆さんの建設産業への熱い想いを伝えていただくとともに、一般の人たちへ建設産業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設産業で働く皆さんの主張を募集します。

1 募集対象	建設産業の仕事に従事している方
2 募集テーマ	**建設産業にまつわる内容で、次のテーマで作品を募集します。** **未来に繋げる建設産業のちから・技**
3 応募作	・応募作は自作の未発表のものに限ります。 ・作品は本文1,600字～2,000字以内。 ・作品の冒頭には募集テーマとタイトルを付し、会社名・氏名を記入してください。 ・作品のタイトルは募集テーマとは異なるものにしてください。 ・パソコン等で作成した作品は、電子データでも提出可能※です。 ・用紙で提出する場合は、A４サイズの原稿用紙又は無地の紙を使用し、印刷又はコピーでも提出可能ですが片面印刷でお願いします。 ※団体・会社等を経由して応募する場合は、応募方法は団体・会社等の指示に従ってください。
4 応募期間	**令和５年５月８日（月）～６月30日（金）**（当日消印有効）
5 応募方法	**用紙によるご応募の場合** 必要事項を記入した応募用紙に作品を添え、応募先（裏面参照）又は建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：建設業振興基金）にお送りください。作品は折らないで同封してください。 **電子データによるご応募の場合** 原則、特設サイトからダウンロードした応募フォーム（doc,docx,txt）のいずれかに必要事項を入力し、電子メールに添付のうえ送信してください。 **WEBからのご応募の場合** 特設サイトから応募サイトにアクセスいただき必要事項を入力し、ご応募ください。 電子データ又はWEBでご応募の場合 → 建設現場へGO! 検索 WEBサイト**「建設現場へGO！」**トップページ下に、作文コンクール特設サイトのバナーがございますのでアクセスしてください。 ※団体・会社等で作品をとりまとめて提出いただく際の注意事項 用紙の作品には１作品ずつ応募用紙を添付してください。電子データの作品は応募書類を利用し１作品１ファイルとして、メールに添付して送信いただくか、CD-R 等に格納してお送りください。
6 審査	国土交通省に設置する「優秀作選考委員会」において行います。
7 表彰及び発表	**国土交通大臣賞** …… １名程度（賞状及び副賞） **国土交通省不動産・建設経済局長賞** …… ２名程度（賞状） **優秀賞** …… ５名程度（賞状） 入賞者は令和５年10月頃、国土交通省及び（一財）建設業振興基金HP等で公表します。国土交通大臣賞は、国土交通省において、令和５年10月に表彰を行い、同日に開催する令和５年度優秀施工者国土交通大臣顕彰式典にも参加いただく予定です。また、その他の入賞者については、地方整備局等において表彰を行う予定です。

※入賞作品は、（一財）建設業振興基金 HP や機関紙、新聞等に掲載させていただくと共に、建設産業人材確保・育成推進協議会が実施する担い手確保・育成に関する事業において紹介させていただきます。ご応募によっていただきました個人情報は、その運営に必要な範囲内で利用し、応募者の同意を得ずに利用目的を超えて利用することはありません。入賞作の権利は国土交通省に帰属し、応募作は返却致しません。
※大臣賞の受賞経験者は大臣賞候補からは除外させていただきます。

問合せ先
（一財）建設業振興基金　経営基盤整備支援センター「私たちの主張」係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門４-２-12 虎ノ門４丁目 MT ビル２号館６階
TEL：03-5473-4572　　MAIL：jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

私たちの主張

応募用紙

⚠ 応募用紙記入上の注意

下記事項を記入の上、応募作品に添付して応募先（裏面参照）または事務局（建設業振興基金）にお送りください。

※団体・会社で応募する場合は、応募方法は所属の団体・会社の指示に従ってください。

タイトル				
氏　名	(ふりがな)	本文の文字数	文字	
年　齢	歳	性別（〇を付けてください）	男	女
自宅住所	〒			
電話番号				
メールアドレス				
所属する都道府県建設業協会		所属（　　建設業協会）		無所属
会社名				
会社住所	〒			
会社電話番号				
職　種	該当する職種に〇を付けてください 施工管理・技能職・設計・積算・事務・営業・その他（　　）			
建設産業における勤続年数	年　　か月			

この応募用紙を作品の表紙としてお使いください

岡山県下建設業

景況レポート（１月～３月）

西日本建設業保証㈱岡山支店

建設業景況調査とは

・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
・調査時期は、毎年３、６、９、12月です。
　例：６月調査の場合、今期実績は４～６月、来期見通しは７～９月分です。
・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）があります。
・全国版は、北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱と西日本建設業保証㈱３社による合同調査です。

B.S.I.について

＜B.S.I.とは＞

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I.（ビジネス･サーベイ･インデックス＝景況判断指数）です。

＜B.S.I.の求め方＞

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良　い	10%	― 良　い	25%	B.S.I. ＝（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した企業割合）×1/2 ＝（25 － 30）×1 ／ 2 ＝△ 2.5
やや良い	15%			
変わらず	45%	―― 変わらず	45%	
やや悪い	20%	― 悪　い	30%	
悪　い	10%			
合　計	100%	合　計	100%	

＜B.S.I.の見方＞

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は０となります。

＜季節調整済のB.S.I.について＞

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

Ⅰ．岡山県の状況

１．概　　観

項目		前期	今期		来期	
		B.S.I.値	推移方向（前期比）	B.S.I.値	推移方向（今期比）	B.S.I.値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 10.5	↘	△ 11.0	↘	△ 16.0
(2) 受注	受注総額※	△ 4.0	↗	△ 3.5	↘	△ 17.5
	官公庁工事※	△ 5.0	↘	△ 8.0	↘	△ 21.0
	民間工事※	△ 7.5	↗	△ 7.0	↘	△ 11.0
(3) 資金繰り	資金繰り※	△ 5.0	↗	△ 1.0	↘	△ 6.5
(4) 金融	銀行等貸出傾向	1.5	→	1.5	↘	△ 2.0
	短期借入金※	△ 1.5	↘	△ 8.5	↗	△ 5.5
	短期借入金利	0.0	↗	3.5	→	3.5
(5) 資材	資材の調達※	△ 17.5	↗	△ 4.5	↘	△ 8.5
	資材の価格	36.5	↗	37.0	↗	38.0
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 22.0	↗	△ 16.5	↘	△ 17.5
	建設労働者の賃金	12.5	↗	13.0	↗	17.5
(7) 収益	※	△ 11.5	↗	△ 4.5	↘	△ 7.5

（注）・B.S.I.値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I.値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

２．地元建設業界の景気

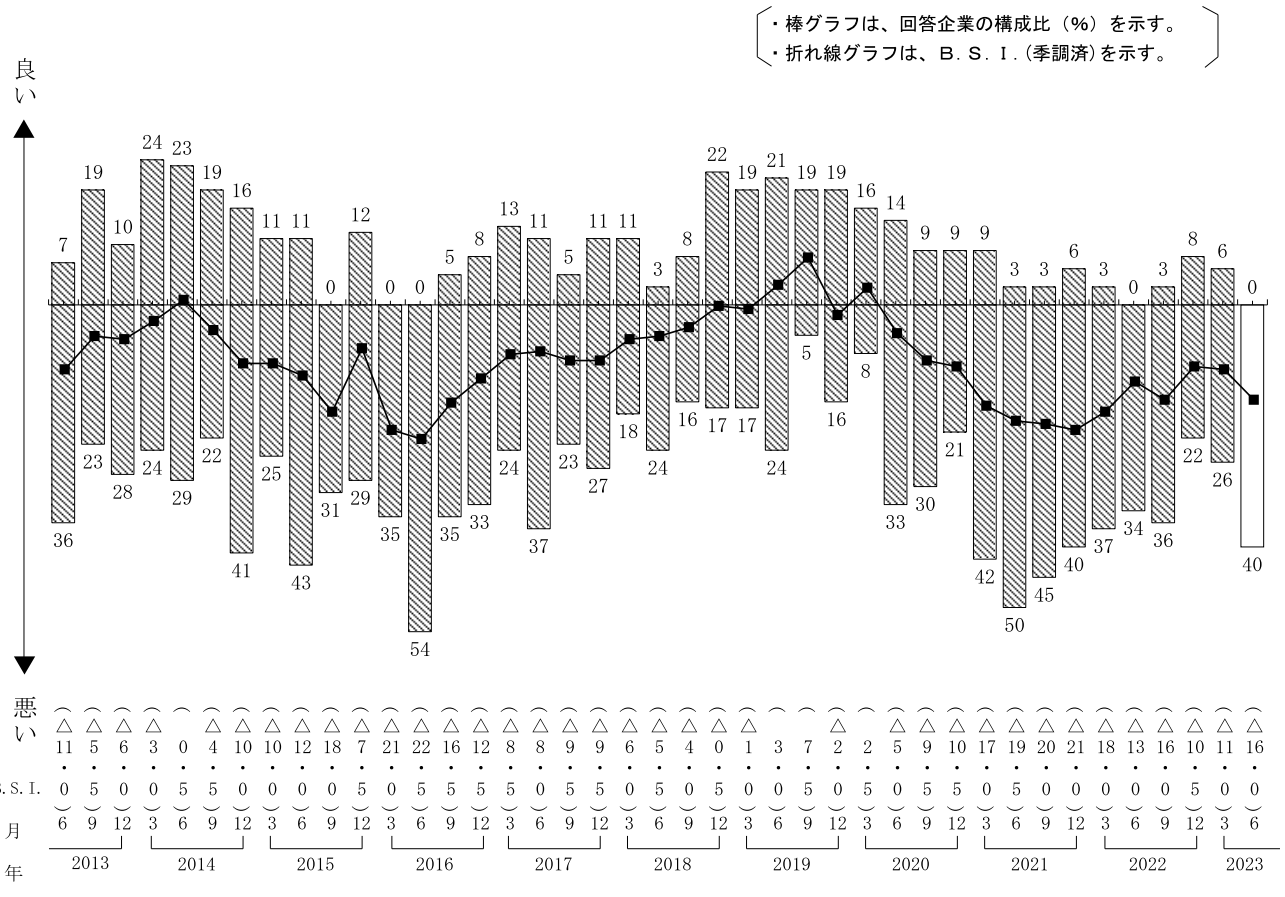

Ⅱ. 中国地区の状況

１．概　　観

２０２２年度 第４回　中国

項目		前期	今期		来期	
		B.S.I.値	推移方向（前期比）	B.S.I.値	推移方向（今期比）	B.S.I.値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 13.0	↗	△ 12.0	↘	△ 13.5
(2) 受注	受注総額※	△ 13.0	↗	△ 9.5	↘	△ 17.0
	官公庁工事※	△ 13.0	↘	△ 14.5	↘	△ 15.0
	民間工事※	△ 10.5	↗	△ 9.0	↘	△ 11.5
(3) 資金繰り	資金繰り※	△ 1.5	↗	1.0	↘	△ 1.0
(4) 金融	銀行等貸出傾向	3.0	↗	3.5	↘	2.5
	短期借入金※	△ 0.5	↘	△ 2.5	↗	△ 1.5
	短期借入金利	1.0	↗	1.5	↗	3.0
(5) 資材	資材の調達※	△ 15.0	↗	△ 9.0	↗	△ 8.0
	資材の価格	36.0	↗	36.5	↘	36.0
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 21.0	↗	△ 20.0	↘	△ 21.0
	建設労働者の賃金	17.0	↗	18.5	↗	21.0
(7) 収益	※	△ 13.5	↗	△ 9.5	↘	△ 13.5

（注）・B.S.I.値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I.値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

２．地元建設業界の景気

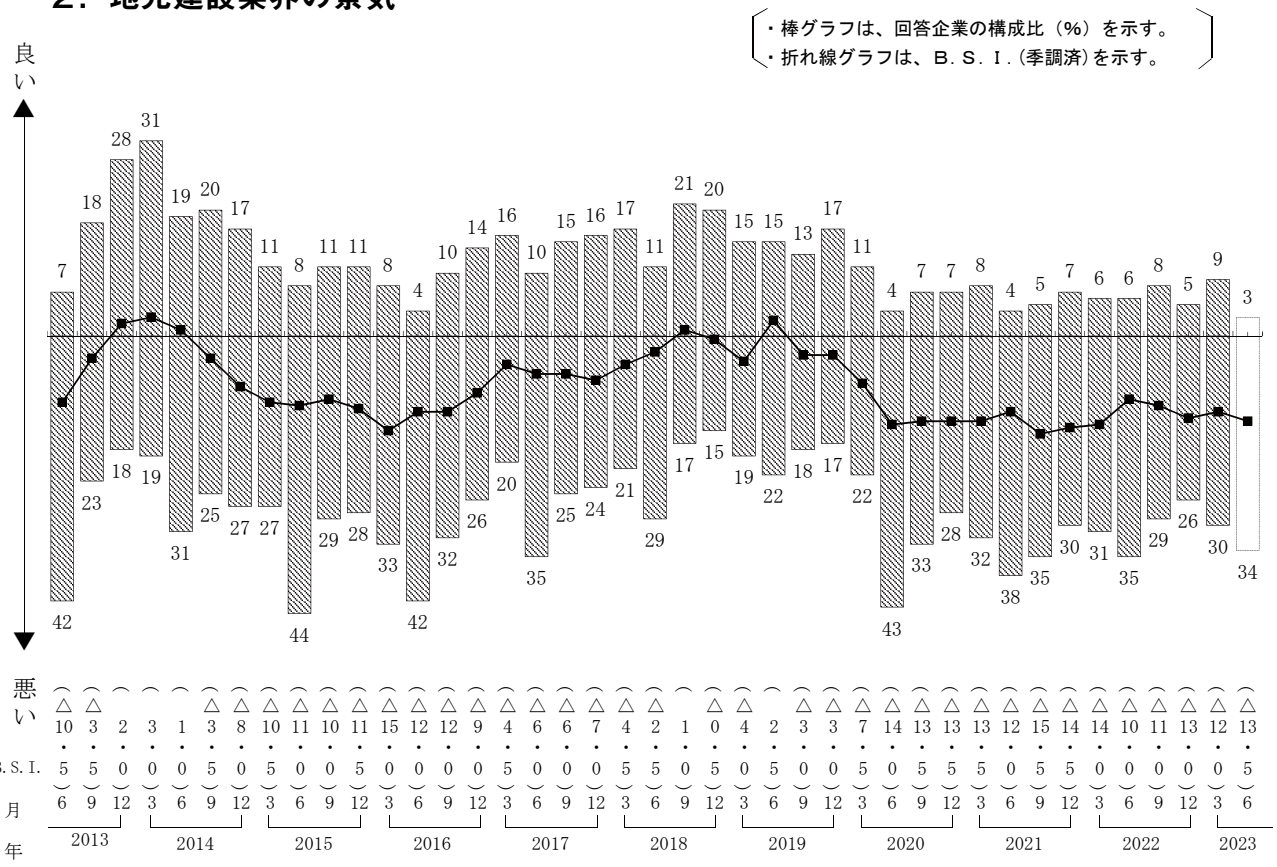

地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
https：//www.wjcs.net/keikyo/

岡山県下公共工事の動向〈４月分〉

西日本建設業保証㈱岡山支店

Ⅰ．全般の状況（令和５年４月）

区　分	当　月		累　計	
	件　数	請負金額	件　数	請負金額
令和5年度	267件	418億円	267件	418億円
増減率	▲5.7%	52.1%	▲5.7%	52.1%
令和4年度	283件	274億円	283件	274億円
令和3年度	303件	264億円	303件	264億円
令和2年度	264件	227億円	264件	227億円

【１】当月の状況

４月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で5．7%減の267件、請負金額は52．1%増の418億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で46．3%減となったものの、「独立行政法人等」で35．7%増、「県」で45．9%増、「市町村」で108．7%増、「その他の公共的団体」で12．3%増となった。

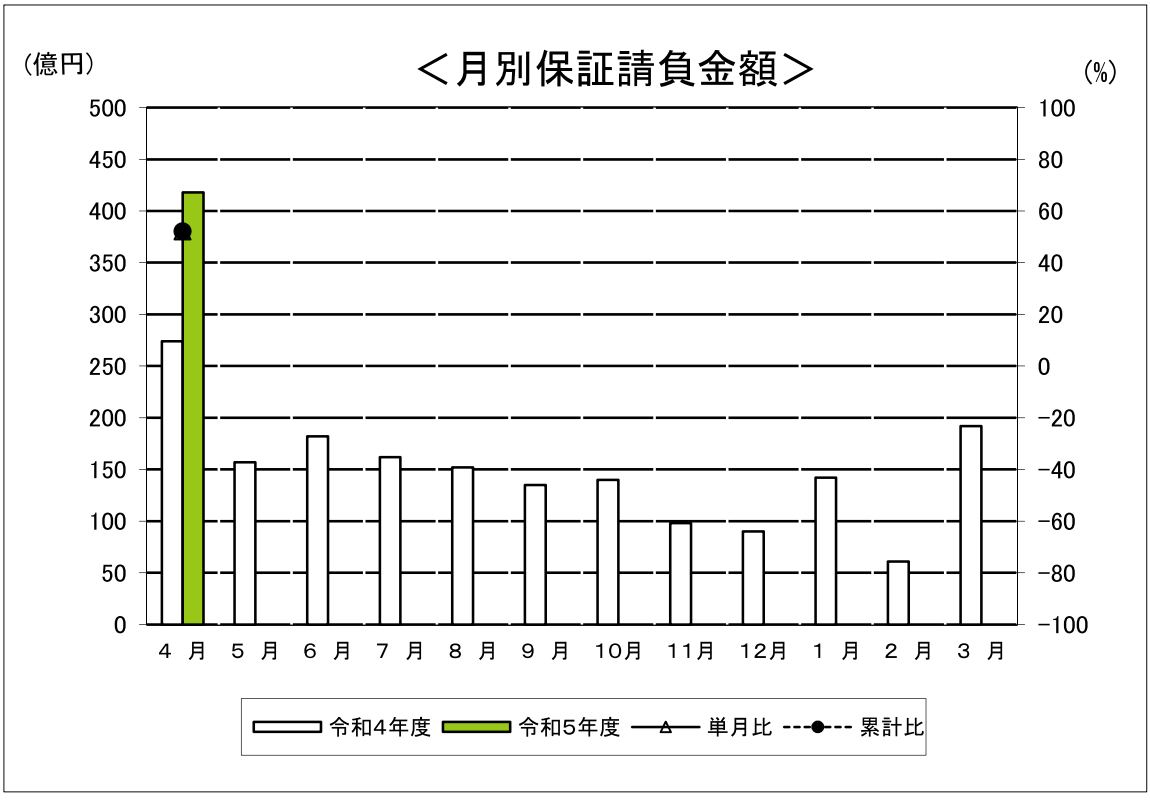

【参　考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。
4月：10件 、令和4年度以降累計：105件

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 / 発注者	当月		増減率(%)		累計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	14	2,213	▲ 17.6	▲ 46.3	14	2,213	▲ 17.6	▲ 46.3
独法等	12	4,441	9.1	35.7	12	4,441	9.1	35.7
県	143	12,045	▲ 5.9	45.9	143	12,045	▲ 5.9	45.9
市町村	93	21,276	▲1.1	108.7	93	21,276	▲1.1	108.7
その他	5	1,834	▲ 44.4	12.3	5	1,834	▲ 44.4	12.3
合 計	267	41,810	▲ 5.7	52.1	267	41,810	▲ 5.7	52.1

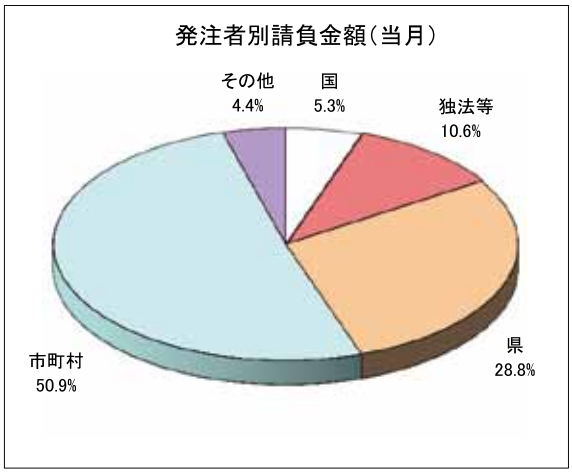

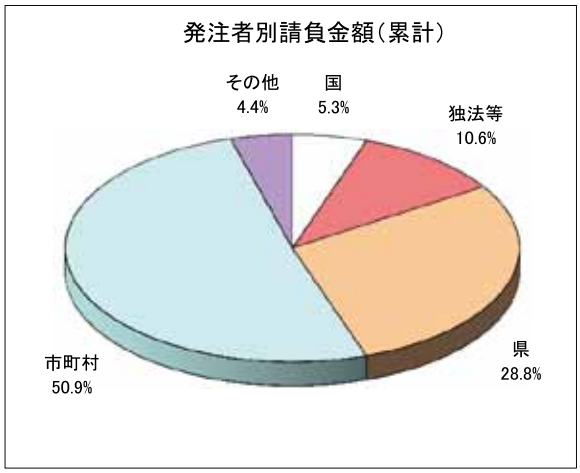

Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 / 地区	当月			累計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	14,381	10.4	34.4%	14,381	10.4	34.4%
東備地区	772	▲ 37.5	1.8%	772	▲ 37.5	1.8%
倉敷地区	18,042	121.8	43.2%	18,042	121.8	43.2%
井笠地区	1,319	▲ 44.4	3.2%	1,319	▲ 44.4	3.2%
高梁地区	179	▲ 39.0	0.4%	179	▲ 39.0	0.4%
新見地区	871	42.8	2.1%	871	42.8	2.1%
真庭地区	5,143	666.2	12.3%	5,143	666.2	12.3%
津山地区	600	▲ 26.7	1.4%	600	▲ 26.7	1.4%
勝英地区	500	59.3	1.2%	500	59.3	1.2%
合 計	41,810	52.1	100.0%	41,810	52.1	100.0%

（建退共だより）

建設業退職金共済制度
電子申請方式のご案内

令和2年10月より建退共の電子申請方式が始まりました。
「電子申請方式申込書」を建退共支部へご提出いただくと、受付から2週間程度で電子申請専用サイトのご利用に必要なログインIDと初期パスワードを記載した「開通通知」と「初期設定のためのマニュアル」を郵送いたします。
なお、令和4年7月以降に建退共制度にご加入いただいた事業所様につきましては、共済契約申込と同時に「開通通知」の発行を行っておりますので、「電子申請方式申込書」の提出は不要です。

電子申請専用サイトでできること

電子申請方式による掛金納付(*1)

電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです。

オンライン申請

・共済手帳の追加申込
・共済手帳の再発行
・契約者証の再発行

「掛金充当書」(*2)のダウンロード

建退共からのお知らせの受け取り

(*1)電子申請方式による掛金納付には「就労実績報告作成ツール」のダウンロードが必要となります。
（「就労実績報告作成ツール」は建退共本部のホームページからダウンロードできます。）
また、建設キャリアアップシステムを活用すると建退共の掛金納付日数の入力が簡略化できます。

(*2) 元請が電子申請方式による掛金納付を行ったことが確認できます。

電子申請専用サイトのお試し体験ができます！
アクセス方法は裏面をご覧ください。

電子申請方式について詳しくは
建退共ホームページからご確認ください

建退共ホームページより
「電子申請方式について」をクリック

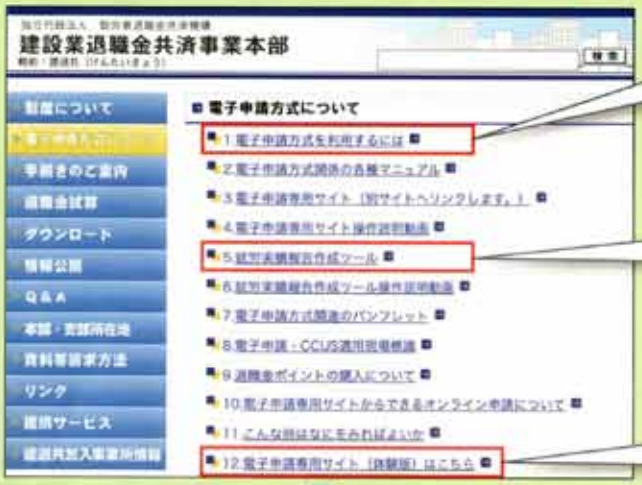

「1.電子申請方式を利用するには」

電子申請方式の概要についてはこちらからご確認ください。

「5.就労実績報告作成ツール」

電子申請方式による掛金納付の際に必要な「就労実績報告作成ツール」は、こちらからダウンロードができます。

「12.電子申請専用サイト(体験版)はこちら」

電子申請専用サイトの体験版がご利用いただけるようになりました。

電子申請専用サイト(体験版)

電子申請専用サイトの内容を体験できます！

※体験版のため、実際の申請は行えません。
なお、電子申請専用サイトに関する利用料はかかりません。

電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL. 0120-006-175
受付時間：9:00～17:00(平日)

（法律相談コーナー）

第155回　月60時間以上の残業の取扱い

●相談内容●

60時間残業した場合の時間外手当の法律が改正されたと聞きました。どのように変わったのでしょうか。

〇回　　答〇

弁護士　小林裕彦
（岡山弁護士会所属）

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成４年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

月60時間以上の残業に関する法律の改正

労働基準法上、時間外手当は賃金の25％、休日労働は賃金の35％支払わなくてはならないことは当然のことと思います。それに加えて労働基準法は、時間外労働が60時間を超えた場合には、その超えた分について賃金の50％の割増賃金を払わなくてはならないことが法定されています。

もっとも、中小企業は60時間を超える残業についての規定は適用が猶予されていました。しかし、今年の４月１日から猶予がなくなり、中小企業も60時間を超える残業について追加の割増賃金を支払わなくてはならなくなりました。

月60時間を超える残業代の計算方法

月60時間を超える時間外労働は、60時間を超える部分のみ割増賃金が増えることになります。具体的には、例えば月85時間時間外労働した場合には、60時間に達するまでは従来通り25％の割増賃金になりますが、超過した月25時間は割増率が50％になります。

次ページの例を見ていただければ、どの時間外労働に何％の割増賃金が充てられるか分かるかと思われます。

また、法改正に合わせて就業規則も変更した方がいいと考えられます。労働基準法は強行規定なので就業規則に定めがなくても60時間を超える部分について５割の割増賃金は支払わなくてはならないですが、法律の規定とは異なる定めを就業規則に残しておくことは問題があるといえます。

そもそも月60時間以上の残業をさせてよいか

建設業についても、令和６年４月１日から残業規制が始まり、月あたり45時間、年あたり360時間しか残業をさせることができなくなります。例外的に月最大100時間、年720時間残業させることも可能になり、これは臨時的に必要であるといえなくてはなりません。具体的には決算期の予算業務、繁忙期といったときが該当します。また建設業特有の話として、災害の復旧、復興のための事業についても臨時的な必要性があるため、残業規制の例外が認められることとなります。

上記のような例外が認められない場合、令和６年４月１日以降はそもそも月60時間も残業させていること自体が違法ということになります。

支払うべき残業代を支払うべきであるということは間違いないですが、令和６年４月１日からの残業規制に備えて、業務の効率化を図って45時間以上の残業をさせないようにすることの方がより重要です。

例）令和５年４月　　法定休日は日曜日とする。（記載した時間は時間外労働時間）

日	月	火	水	木	金	土
						1 ５時間
2	3 ５時間	4 ５時間	5	6	7 ５時間	8 ５時間
9 ３時間	10 ５時間	11 ５時間	12	13	14 ５時間	15 ５時間
16	17 ５時間	18 ５時間	19	20	21 ５時間	22 ５時間
23	24 ５時間	25 ５時間	26	27	28 ５時間	29 ５時間
30 ２時間						

日曜日（60 時間の計算にはカウントしない。）→　35％割増
日曜日以外の時間外労働→60 時間に到達する（例だと 21 日）まで　25％割増
60 時間を超える部分　50％割増

（登録試験のお知らせ）

令和５年度建設業経理検定

【建設業経理検定試験】

上　　期	建設業経理士検定試験（１級・２級）
受験申込 受付期間	令和5年5月16日（火）～6月15日（木）［消印有効］ 申込書は５月16日（火）から配布いたします。
試　験　日	令和5年9月10日（日）
合格発表日	令和5年11月10日（金）
下　　期	建設業経理士検定試験（１級・２級） 建設業経理事務士検定試験（３級・４級）
受験申込 受付期間	令和5年11月14日（火）～12月14日（木）［消印有効］ 申込書は11月14日（火）から配布いたします。
試　験　日	令和6年３月10日（日）
合格発表日	令和6年５月10日（金）
受験資格	どなたでも、希望の級・科目を受験することができます。 ただし、１級(科目)と他の級の同日受験等はできません。
申込書 配布場所	一般社団法人 岡山県建設業協会　TEL（０８６）２２５－４１３３ ※インターネット申し込み、申込書郵送請求は下記実施機関にお問い合わせください。
受験料 (消費税込)	１級（１科目）　8,120円　　１級（２科目）11,420円　　１級（３科目）14,720円 ２級 ……　7,120円　　３級 ……　5,820円　　４級 ……　4,720円 ２級・３級…　12,620円　　３級・４級…　10,220円

【建設業経理事務士特別研修】

※この特別研修は講習と検定試験とを組み合わせて実施するもので、研修最終日に行われる検定試験に合格すると４級または３級建設業経理事務士の資格が取得できます。

特別研修につきましては建設業振興基金のホームページをご確認ください。

https://www.keiri-kentei.jp/training/

【実施機関・お問合せ先】

一般財団法人建設業振興基金　　TEL（03）5473－4581
東京都港区虎ノ門４－２－12　　https://www.keiri-kentei.jp

（建設業福祉共済団からのお知らせ）

建設共済保険（法定外労災補償制度）

― 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。―

建設共済保険のよくあるご質問

（年間完成工事高契約の場合）

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

Q1：加入条件はありますか？

A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。
現在、全国で約 24,000 社に加入いただいています。

Q2：補償の対象となるのは誰ですか？

A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されます（従業員 300 人以下の場合）。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

Q3：同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？

A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

Q4：元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？

A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。（一定の限度額があります。）

Q5：企業の費用も補償されるのですか？

A：被災者への補償はもとより、災害発生時に企業が負担される諸費用（例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人件費等に充てる費用）も補償します。

Q6：どの程度の保険金区分に加入されていますか？

A：全国の加入者(約 24,000 社)の「55.1%」は 2,000 万円以上の保険金区分に加入されています。
（参考：上乗せされた金額の単純平均額は 2,471 万円 H23～R2 年度 共済団保険金支払い事案の単純平均額）

Q7：掛金が安いと聞きましたが？

A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害１～７級と傷病１～３級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっています。

Q8：掛金は何に基づいて計算されますか？

A：掛金は直前 1 年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

Q9：経営事項審査において加点されるのですか？

A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で 15 点加点評価されます。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

［育英奨学事業］

被災者（死亡および障害・傷病３級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

［労働安全衛生推進事業］

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰　　等

公益財団法人 建設業福祉共済団
ご契約に関するお問い合わせ フリーアクセス 0120-913-931
その他のお問い合わせ 03-3591-8451
URL:https://www.kyousaidan.or.jp/ 建設共済保険 検索

取扱機関
一般社団法人 岡山県建設業協会
Tel 086－225－4131

（建設業総合補償制度のご案内）

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、
企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。

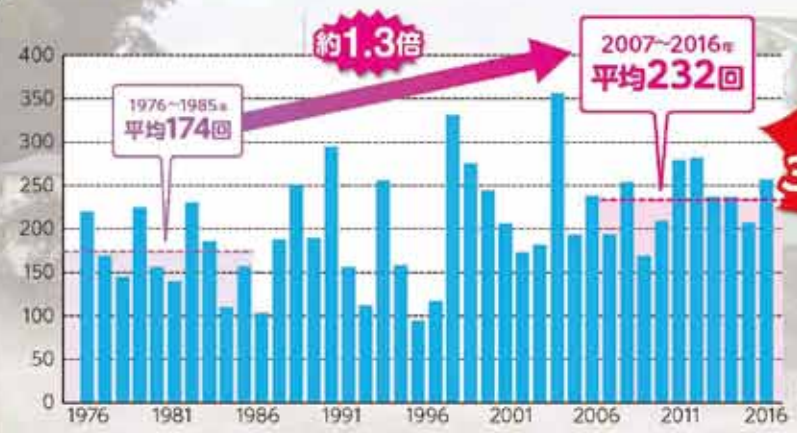

時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数は30年間で約1.3倍に(注)

(注)出典:国土交通省資料「浸水被害防止に向けた取組事例集」

本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊した **1321万3776円**	強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れた為の復旧費用(警備の人員補強経費を含む) **1192万3662円**	道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した **786万4500円**

建設工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した **192万8240円**	集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった **488万9602円**	台風により工事用の歩行道路が破損した **484万2671円**

お問い合わせ先
一般社団法人 岡山県建設業協会
086-225-4133

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階
086-225-0703

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

（岡山県からのお知らせ）

詳細はホームページにて、掲載しております。
おかやまマラソンボランティアセンター　https://www.okayamamarathon.jp/volunteer/

自転車の安全利用促進について

「自転車は車の仲間。ルールを守って乗りましょう！」
～５月は自転車月間です～

岡山県内では、自転車が関係する交通事故で令和４年中に18人の尊い命が失われています。また、自転車の関係する人身事故の件数が減少傾向にあるものの、ここ数年は全人身事故件数の２割を超えるなど増加傾向にあります。

自転車は、便利で環境にも優しい乗り物ですが、車の仲間です。責任を持って交通ルールを守って、安全に利用してください。

＜岡山県自転車安全利用五則＞

１　車道は原則、左側を通行
　　歩道は例外、歩行者優先
２　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
３　夜間はライト点灯
４　飲酒運転は禁止
５　ヘルメットを着用

※「岡山県自転車安全利用５則」は令和４年11月に廃止しました。

また、乗車前には、ブレーキのきき具合やライトの点灯状況、反射材が付いていることなどを確認してください。

今年４月から道路交通法が改正され、ヘルメットの着用は努力義務となっています。昨年までの過去10年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約4.7倍高くなっています。万が一の事故に備え、被害軽減を図り、命を守るため、必ずヘルメットを着用してください。

なお、自転車が加害者になり、高額な損害賠償請求を受ける場合が増えてきています。万が一に備え、賠償責任保険や傷害保険へ加入しましょう。

（標語）
「自転車は車といっしょ左側」
「手軽でも重いよ自転車その責任」

岡山県交通安全対策協議会

協　会　日　誌

5.　4.11　　定例監査
5.　4.13　　正副会長会
5.　4.21　　理事会

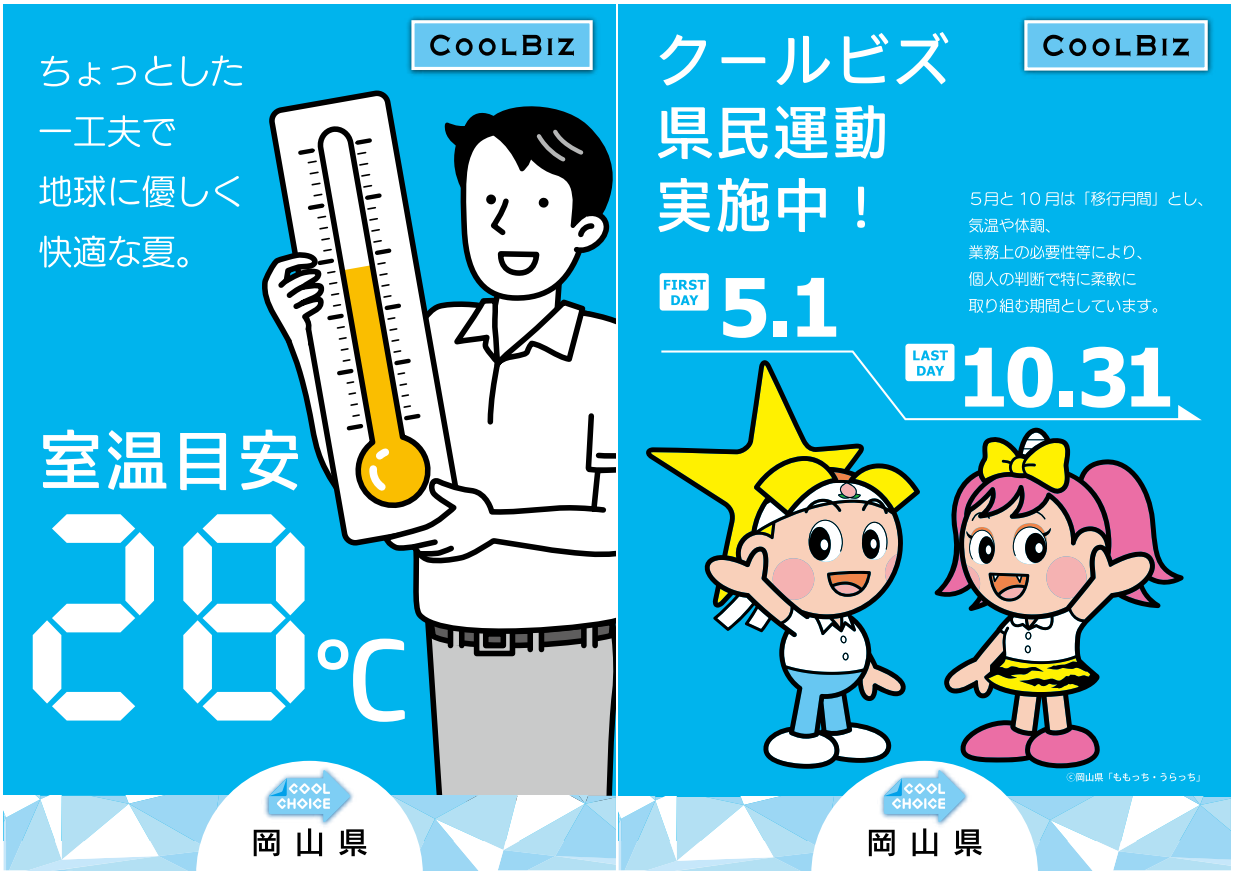

発行　**一般社団法人 岡山県建設業協会**　〒700-0827　岡山市北区平和町５番 10 号
TEL（086）225 - 4131　URL：http://www.okakenkyo.jp
FAX（086）225 - 5388　E-mail：info@okakenkyo.jp